

大阪府監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成23年1月14日

大阪府監査委員	川合	通夫
同	光澤	忍
同	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明

1 定期監査の結果に対する措置

(1) 指摘事項に対する措置

(手数料収入について)

監査対象機関名	商工労働部（雇用推進室人材育成課）
監査実施年月日	平成22年6月15日から同年8月25日まで
監査の結果	措置の状況
手数料収入について、証紙収入金整理特別会計から一般会計へ振替手続を行わなかったため、収入不足になっているものがあった。	<p>指摘のあった収入については、会計局と協議し、証紙収入金整理特別会計から平成22年7月30日に一般会計に振替を行いました。</p> <p>証紙収入に係る事務処理については、証紙収入を伴う申請を受付担当者が消印した際に「受付簿」に記載の上、証紙収入金額集計用の「証紙収入実績簿」に入力し、調定に際しては「受付簿」と「証紙収入実績簿」を照合の上、調定伺書を作成しています。</p> <p>本件は、受付担当者の「証紙収入実績簿」への入力が遅れ、調定手続後となったため起きたもので、それぞれの帳票の照合を怠っていたことが原因でした。</p> <p>今後は、「証紙収入実績簿」にチェック（照合）欄を設け記入・入力漏れを無くすとともに、チェックの有無を確認することとし、このようなことのないよう、適正な事務執行に努めます。</p>

(公の施設の使用料について)

監査対象機関名	環境農林水産部（みどり・都市環境室）
監査実施年月日	平成22年6月16日から同年8月11日まで
監査の結果	措置の状況
大阪府民の森の9園地のうち、くろんど園地、ほしだ園地及びちはや園地の施設について、条例に規定することなく、施設の利用に係る料金を徴収しているものがあつた。	大阪府民の森のほしだ園地駐車場並びにくろんど園地及びちはや園地の各施設について、利用料金制を導入することとし、本年9月定例府議会において条例改正を行い、利用料金の上限額の設定を行いました。

(決裁遅延について)

監査対象機関名	府民文化部（私学・大学課、府政情報室）
監査実施年月日	平成22年7月7日から同年8月25日まで
監査の結果	措置の状況
委託契約等の経費支出手続において、契約期間の始期や業務実施日までに経費支出伺の起案及び決裁ができていないものがあつた。	「大学ランキング2010版」及び「第四次改訂版 逐条解説 宗教法人法」の2件の図書購入については、不注意により、事前の購入伺を失念し、結果的に事後決裁となつたものです。 そのため、所属職員へ周知徹底を図るなど、適正な事務執行に努めます。 また、「官報」については、公文書館の所蔵資料のひとつとして明治16年の第1号発行物以降継続的に収集しているものです。 毎年購入に当たっては、年度当初に購入の決裁をとつておりましたが、平成21年度においては、不注意により年度当初の購入伺を失念し、結果的に事後決裁となつたものです。 今後は、年度当初に契約を行う必要がある業務については、あらかじめリストを作成し、遅滞がないよう複数の職員によるチェックを徹底するなど、適正な事務執行に努めます。

	<p>なお、本件については、部内所属長会議、部内総括補佐会議においても指摘内容を周知し、再発防止の注意喚起を行うとともに、地方自治法、大阪府財務規則等関係法令を遵守し、会計事務を適正に執行するよう周知徹底を行いました。</p>
--	---

(契約の履行確認について)

監査対象機関名	府民文化部（都市魅力創造局文化課）
監査実施年月日	平成22年7月7日から同年8月25日まで
監査の結果	措置の状況
<p>前金払いの施設管理運營業務委託契約について、履行確認が適切に行われていないものがあった。</p>	<p>本件については、再発防止の観点から、委託契約における履行確認の際には必ず検査調書を作成するよう担当者に対し命じました。 また、所属職員に対しては、地方自治法、大阪府財務規則等関係法令を遵守し、会計事務を適正に執行するよう周知徹底を図りました。</p>

(契約事務について)

監査対象機関名	健康医療部（保健医療室）
監査実施年月日	平成22年6月21日から同年7月28日まで
監査の結果	措置の状況
<p>委託事業に係る事務処理について確認したところ、契約上、大阪府の承認を得て行うこととなっている再委託について、文書による承認手続を行わず、口頭のみにより承認を行っているものがあった。</p>	<p>本件指摘事項については、所属職員に対して、大阪府行政文書管理規則を踏まえ、意思決定に当たって適正な事務処理を行うよう改めて周知徹底及び注意喚起を行いました。 なお、平成22年度の委託事業については、契約書第15条の規定による再委託にあたり、文書による承認手続を実施しました。 今後、このようなことがないよう適正な事務執行に努めます。</p>

(大阪府流域下水道維持操作事務府費補助金に関する事務手続きの不備について)

監査対象機関名	都市整備部（下水道室）
監査実施年月日	平成22年6月15日から同年8月4日まで
監査の結果	措置の状況
大阪府流域下水道維持操作事務府費補助金において、大阪府流域下水道維持操作事務府費補助金交付要綱に補助の条件として定められた提出書類が平成19年度以降交付先（豊中市）より入手されておらず、交付要綱に定める事務手続きの運用に不備が認められる。	未提出の平成19年度及び平成20年度の確定決算書については、平成22年10月15日に豊中市から提出を受けました。平成21年度分については、豊中市の議決を経た12月ごろ作成され、提出を受けます。 再発防止対策として、年間の提出資料チェックリストを作成し、事務の進捗に合わせて定期的に提出資料の確認を行います。また、完了検査時においても、交付先の豊中市と確認を行えるチェック体制を構築することにより、適正な事務の執行に努めるとともに、再発防止に努めます。

(契約変更について)

監査対象機関名	住宅まちづくり部（居住企画課）
監査実施年月日	平成22年6月17日から同年7月30日まで
監査の結果	措置の状況
大阪府住宅まちづくり部の平成21年4月30日に締結している変更契約（特定優良賃貸住宅等の入居者負担額認定等事務）は当初契約と業務の内容が大きく異なるものであり、変更契約ではなく、別途、契約を締結すべきものであった。	同一の目的の業務といえども、当初契約と変更契約との業務の内容が大きく異なる場合は、指摘のとおり、変更契約ではなく、別途に契約を締結すべきものでした。 今後、既契約業務からの変更がある場合は、安易に変更契約を締結することなく、契約内容や関連性を慎重に判断のうえ、必要があれば別途契約することとします。

(通勤手当の支給事務について)

監査対象機関名	府民文化部（都市魅力創造局生涯スポーツ振興課）
---------	-------------------------

監査実施年月日	平成22年7月7日から同年8月25日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>通勤手当の支給事務において、病気休暇により勤務実態がない期間があったにもかかわらず、戻入処理が行われなかったため、過払いとなっているものがあった。</p> <p>また、通勤経路の変更に伴う通勤手当の精算事務が適切に行われていなかったため、過払いとなっているものがあった。</p>	<p>過払い分となった通勤手当については、戻入処理を行い、平成22年7月22日付け及び同年10月18日付けで返納されたことを確認しました。</p> <p>今後は、職員の勤務実態や各種申請手続の把握を徹底し、関係規則及び通知に従い、適切な事務の執行に努めます。</p>

(管外旅費の支給事務について)

監査対象機関名	健康医療部（食の安全推進課）	
監査実施年月日	平成22年6月21日から同年7月28日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>管外旅費の支給事務において、実際は新幹線を利用していたにもかかわらず、誤って航空機を利用する経路で支出したため、旅費が過払いとなっているものがあった。</p>	<p>本件指摘事項に関して、過払いとなっていた管外旅費について、速やかに戻入処理を行いました。</p> <p>また、所属職員及び旅費担当者に対して、職員の旅費に関する条例、運用、旅費事務の手引等を遵守し適正な事務処理を行うよう周知及び注意喚起の徹底を図りました。</p> <p>今後、このようなことがないよう適正な会計事務の執行に努めます。</p>

(管外旅費の支給事務について)

監査対象機関名	商工労働部（バイオ振興課）	
監査実施年月日	平成22年6月15日から同年8月25日まで	
	監査の結果	措置の状況

<p>管外旅費の支給事務において、復命書の紛失等により概算払された旅費の精算を怠っているものや遅れて行っているものがあった。 併せて、効果的な旅費の執行に努められたい。</p>	<p>未精算となっていた旅費については、平成22年6月22日に速やかに精算処理を行うとともに、所属職員に対して、大阪府財務規則の規定を踏まえ、会計事務に関する手続について周知徹底を図りました。 また、旅費の効果的な執行の観点から、今年度は出張人数を絞り込むなどの対応を行いました。 今後、適正な旅費事務の執行に努めます。</p>
--	--

(通勤手当の支給事務について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>環境農林水産部（環境管理室）</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年6月16日から同年8月11日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>通勤手当の支給事務について、産前産後休暇及び育児休業により勤務実態がない期間があったにもかかわらず、戻入処理が行われなかったため、過払いとなっているものがあった。</p>	<p>当該職員に係る過払い分について、速やかに返納処理を行い、平成22年6月22日に返納されたことを確認しました。 今後は、このようなことがないように、関係条例・規則等の規定に従い、適正な事務執行に努めます。</p> <p style="text-align: right;">返納金額 30,680 円 返納日 平成22年6月22日</p>	

(重要物品の管理について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>総務部（IT推進課）</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年6月22日から同年8月6日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	

<p>IT推進課が保有するOA機器類（重要物品）については、定期的に現況把握し、それらの利用可能性等を判断すべきところ、1,515百万円のうち1,469百万円が保守期限切れや利用者がいないなどの理由により利用されていなかった。</p>	<p>当課備品台帳のすべてのOA機器類について、平成22年8月中旬に現状確認を完了しました。購入後7年以上経過し、今後も使用見込がなく備品台帳から削除すべきものについて、平成22年9月16日に、物品調達システムの遊休備品登録を行いました。</p> <p>今後は、財務規則等の規定に基づき、平成22年12月末までに不用決定し、平成22年度中の完了を目標に処分を進めていきます。</p> <p>また、平成23年度当初に締結する指定管理者の管理運営に関する基本協定書において指定管理者から管理物品の状況を定期的に報告する義務を定め、適時な現況把握に努めます。</p>
---	--

(決算書の提出時期について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>住宅まちづくり部（タウン推進室）</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年6月17日から同年7月30日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>大阪府地域整備事業会計及び大阪府まちづくり促進事業会計において、決算の調製、決算報告書等の決算書類の提出が、大阪府企業財務規則に定める期限までに行われていなかった。</p>	<p>事前準備の徹底を行い、翌年度の決算においては、期限内での提出に努めます。</p>	

(2) 指示事項に対する措置

(胃集団・大腸検診等委託契約の契約方法について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>総務部（人事室企画厚生課）</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年6月22日から同年8月6日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>胃集団・大腸検診等委託契約の契約方法を確認したところ、随意契約の方法が採られていたが、一般競争入札を採用することを検討すべきである。</p>	<p>胃集団検診及び大腸検診については、平成23・24年度（債務負担）業務に係る一般競争入札を平成22年11月に実施し、落札業者と契約を締結しました。</p>	

(府と財団法人西成労働福祉センターとの費用負担について)

監査対象機関名	商工労働部（雇用推進室雇用対策課）	
監査実施年月日	平成22年6月15日から同年8月25日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>あいりん労働福祉センターにおいて、独立行政法人雇用・能力開発機構の所有施設の破損・老朽化等に伴う補修・修繕等に関して、府で実施されているものがあつたが、府と財団法人西成労働福祉センターの間で締結された委託契約書によれば、財団法人西成労働福祉センターで行われるべき箇所となっている。</p> <p>施設の維持・補修の実施主体や負担について、府と財団法人の間で適切に整理を行い、是正すべきである。</p>	<p>あいりん労働福祉センターにおいて、府が独立行政法人雇用・能力開発機構から受託し、財団法人西成労働福祉センターに再委託する機構所有施設の管理運営に伴う施設の保全に係る維持補修については、施設の適正な管理運営を図るため、今後、費用が一定額以下の場合には財団法人西成労働福祉センターが負担し、それを超える場合は府と同センターが事前に協議して負担者・実施者を定めるなど、実施主体を明確にします。そのため、再委託契約の当該条項を変更することとしました。</p>

(ラフォーレ倶楽部に対する預託金の見直しについて)

監査対象機関名	総務部（人事室企画厚生課）	
監査実施年月日	平成22年6月22日から同年8月6日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>ラフォーレ倶楽部に対する預託金については、現状は、職員の福利厚生目的のための特典を利用しているが、利用状況が低調であることから、当該特典の福利厚生として必要性を検討し、脱会の上、預託金の返還を受けることも含め、検討することが望まれる。</p>	<p>ラフォーレ倶楽部については、退会するための手続を行い、退会后、速やかに預託金の返還手続を行うこととしました。</p>

2 財政的援助団体等の監査結果に対する措置分

(1) 委員意見に対する措置

(大学資産の有効活用について)

監査対象機関名	公立大学法人大阪府立大学
---------	--------------

監査実施年月日	平成20年10月23日から 同月31日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>ホール、講堂、グラウンド、体育館、研究機器など公立大学法人大阪府立大学が保有する施設・機器を、大学の教育・研究に支障がない範囲で学外に開放することは、地域貢献を図る上で重要な取組である。</p> <p>特にホール、講堂については学内利用が低調な状態にあることから、費用対効果も踏まえつつ、学外の企業、団体、府民等の利用を促進するために積極的な広報・PRに努められたい。</p> <p>また、グラウンド、体育館、研究機器を含め大学が保有する資源については、どのようなものが学外へ開放できるかの見極めを行うとともに、学外利用のための規定等の整備、広報の実施を検討されたい。</p>	<p>(ホール及び講堂)</p> <p>ホール及び講堂の利用促進については、平成21年度から、学内の利用について教授会等を通じて積極的な利用を行うよう周知するとともに、学外の利用については、本学ホームページの内容充実や冊子への登載、本学と関係のあるコンベンション協会等へ働きかけや地域のコミュニティ紙等への掲載を依頼するなど、広く広報・PR活動に努めます。</p> <p>(グラウンド、体育館)</p> <p>グラウンド及びテニスコートについては、原則として毎月第4土曜日を、平成21年8月から府民に開放しています。また、体育館についても、平成21年度から剣道場を開放し、女性剣道教室やスーパー剣道教室を開催するなど、地域住民に参加していただく形での開放を行っています。</p> <p>(研究機器)</p> <p>本学が保有する研究機器は、産学官連携機構で一部学外利用が行われている(放射線照射サービス提供等)ところです。今後とも「みんなのくらしと放射線展」等の行事やホームページを通じて放射線利用のPRに努め、その有効利用を図ります。</p> <p>その他の研究機器については、大型機器共同利用の推進のため、大型機器(取得価格2,000万円以上)の現況を調査するとともに、課題・推進策を検討する「機器共同利用検討会」を設置しました。</p> <p>検討会において共同利用対象機器や要項等についての検討を重ね、平成21年9月30日には本学ホームページに対象機器リスト及び要項を掲載するなど、共同利用の推進を図っているところです。</p>	

	その他の大学が所有する様々な資源についても、地域貢献のため、学外への開放を積極的に検討します。
--	---

(府と株式会社の関係について)

監査対象機関名	株式会社大阪国際会議場
監査実施年月日	平成21年10月5日から同年11月11日まで

監査の結果	措置の状況
<p>大阪府立国際会議場は、開業後10年を経過し、今後、府所有の建物・設備の補修・修繕に多額の費用を要することが予想される。一方、会議場の指定管理者である株式会社大阪国際会議場は毎年度利益を計上しており、利益剰余金は32億円にのぼっている。同社が会議場の建物・設備を費用負担なしで利用し多くの利益をあげている現状、同社から府への土地の無償貸付の現状等を総合的に勘案し、同会議場の運営に対する府と同社の役割分担について、早急に抜本的見直しを検討されたい。</p> <p>同社は、決算内容等のホームページ登載について、平成21年度中の運用開始を目指して取り組んでいるところであるが、府と同社の関係も含め、府民に分かりやすい形での情報提供に努められたい。</p> <p>(なお、この意見は大阪府府民文化部に係る意見ともする。)</p>	<p>(府と株式会社の役割分担の見直し)</p> <p>当社と府の現状を踏まえ、将来にわたって府立国際会議場を適正に管理・運営するとともに、国際会議等の誘致による大阪経済の活性化を目的に府と協議し、次の内容で次期指定管理者の選定手続きを進めることで府と合意しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の適正な維持管理のため、施設利用料収入の一定割合を府に納付する「修繕積立金」制度を導入する。 ○ 平成24年3月までに、利益剰余金の具体的な活用方法や、府のかかわり方も含めた当社のあり方について、府と協議・検討し、基本的方向を決定する。 ○ コンベンション機能強化を図り、国際会議等の誘致に向けた取り組みを検討するため、当社・府・大阪観光コンベンション協会の実務者で構成する「国際コンベンション等誘致機能強化推進協議会」を今年6月に設置。当社は検討された内容を、具体的事業として今年度から実施する。 <p>(府民への情報提供)</p> <p>利用者の立場に立ったサイト構成にするべく、ウェブサイト平成22年3月1日付けで全面的にリニューアルしました。リニューアルに</p>

	<p>当たっては、企業情報にアクセスしやすいように配慮したところで す。</p> <p>なお企業情報については、企業理念やCSR活動等とともに決算内容 を含んだ事業・財務の状況を詳しく掲載することにしました。</p>
--	--

(府と株式会社の関係について)

監査対象機関名	株式会社大阪国際会議場	措置した機関；府民文化部（国際交流・観光課）
監査実施年月日	平成21年10月5日から同年11月11日まで	

監査の結果	措置の状況
<p>大阪府立国際会議場は、開業後10年を経過し、今後、府所有の建物・設備の補修・修繕に多額の費用を要することが予想される。一方、会議場の指定管理者である株式会社大阪国際会議場は毎年度利益を計上しており、利益剰余金は32億円にのぼっている。同社が会議場の建物・設備を費用負担なしで利用し多くの利益をあげている現状、同社から府への土地の無償貸付の現状等を総合的に勘案し、同会議場の運営に対する府と同社の役割分担について、早急に抜本的見直しを検討されたい。</p> <p>同社は、決算内容等のホームページ登載について、平成21年度中の運用開始を目指して取り組んでいるところであるが、府と同社の関係も含め、府民に分かりやすい形での情報提供に努められたい。</p> <p>(なお、この意見は大阪府府民文化部に係る意見とする。)</p>	<p>(府と株式会社の役割分担の見直し)</p> <p>府と株式会社大阪国際会議場（以下「会社」という）の現状を踏まえ、将来にわたって府立国際会議場を適正に管理・運営するとともに、国際会議等の誘致による大阪経済の活性化を図ることを目的に会社と協議し、次の内容に沿って次期指定管理者の選定手続を進めることで合意しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の適正な維持管理のため、施設利用料の一定割合を府に納付する「修繕積立金」制度を来年度より導入する。 ○ 平成24年3月までに、利益剰余金の具体的な活用方法や、府のかかわり方も含めた会社のあり方などについて、府と会社で協議・検討し、基本的方向を決定する。 ○ コンベンション機能強化を図り、国際会議等の誘致に向けた取組みを検討するため、会社は今年6月、府・会社・大阪観光コンベンション協会の実務者で構成する「国際コンベンション等誘致機能強化推進協議会」を設置。会社は検討された内容を具体的事業として今年度から実施する。 <p>(府民への情報提供)</p> <p>府の経営評価などを通じて、会社の経営方針等の公表を求めてきま</p>

	したが、会社では平成22年3月1日にホームページをリニューアルし、「企業理念」等に加え、新たに決算内容等の財務諸表を掲載して、事業・財務状況を公開するなど、府民への広範囲な情報提供に努めています。
--	--

(2) 指摘事項に対する措置

(管内旅行命令について)

監査対象機関名	公立大学法人大阪府立大学	
監査実施年月日	平成21年10月22日から同月29日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>公用車を使用した出張において、旅行命令簿と公用車の使用実態とが整合しなかったもの及びこのことにより管内旅費（雑費）が未払いとなっているものがあった。</p>	<p>公用車を利用した出張について、出張伺兼旅行命令簿の提出がされるよう研究科・学部会議を通じて教職員に対し周知を行うとともに、公用車運転日誌に新たに注意書及び用紙を備え付けるなど、周知徹底を図りました。</p> <p>今後、公用車を使用した出張の事務手続について、適正な事務執行に努めます。</p> <p>また、未払いとなっている管内旅費（雑費）については、過半数以上の出張者名が特定できないこと、特定できる出張者のみに追給することで不公平が生じること、また、出張者名の特定できる者で最も件数の多い教員が追給の辞退を申し出ていることから、追給はしないこととしました。</p>

(施設利用料金の請求事務について)

監査対象機関名	株式会社大阪国際会議場	
監査実施年月日	平成21年10月5日から同年11月11日まで	
	監査の結果	措置の状況

<p>施設利用料金（前受金）の請求事務において、支払時期変更依頼書を欠いたまま支払時期の変更を行っているものがあったので、速やかに是正されたい。</p> <p>また、意思決定の明確化を図るため、意思決定の有無を書面で確認できる事務手続を整備されたい。</p>	<p>本件については、平成21年10月28日に「支払時期変更依頼書」を利用申込者から取得しました。</p> <p>また、意思決定の明確化を図るため、前受金支払時期の変更について営業担当役員等の承認を口頭で得るのではなく、依頼書へ承認の印を取得するよう事務手続（支払時期変更依頼書の様式を変更）を改めました。</p> <p>今後、このようなことのないよう適正な事務執行に努めます。</p>
---	---

(駐車券管理簿と現物との照合確認について)

監査対象機関名	株式会社大阪国際会議場	
監査実施年月日	平成21年10月5日から同年11月11日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>駐車券管理簿と駐車券現物の照合確認が長期間実施されておらず、また、駐車券管理簿に記載もれや記載誤りがあったため、残数が一致しないものがあった。</p>	<p>再発防止のため、速やかに下記の措置を講じました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 駐車券の払戻しを管理する業務フローを作成しました。 2 駐車券管理簿の様式を変更し、受付番号、催事番号、駐車券枚数残高を新たに記載し、駐車券との照合確認を容易に行えるものに改めました。 3 照合記録を作成し、月例及び任意の照合を行うこととしました。 	

(財務諸表の表示誤りについて)

監査対象機関名	財団法人大阪府男女共同参画推進財団	
監査実施年月日	平成21年10月14日	
監査の結果	措置の状況	

<p>財務諸表の正味財産増減計算書において、「指定正味財産増減の部」に表示すべきであった期首・期末残高が「一般正味財産増減の部」に混入し、表示されていた。</p>	<p>本件については、平成22年3月30日の理事会にて報告し、財団ホームページ及び事務所内の備付け報告書を訂正しました。</p> <p>また、転記ミスがないよう、会計システムを改修し、直接出力した資料を活用できるよう改めました。（平成21年度から対応）</p> <p>今後、このようなことのないよう職員の十分なチェック体制をとります。</p>
---	---

(予算手続について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>財団法人地球環境センター</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年2月1日</p>	
	<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>財団法人地球環境センター寄附行為第10条では、収支予算については理事長が作成し、理事会の議決及び評議員会の同意が必要と定められているにも関わらず、補正予算に計上することなく収入していたものや、予算額を超えて支出していたものがあつた。また、同センター会計処理規則第17条による流用の手続を行わずに予算額を超えて支出していたものがあつた。</p>		<p>補正予算の手続については、職員間で本センター寄附行為第10条の趣旨を再認識し、平成22年3月26日開催の理事会・評議員会において平成21年度の補正予算の提出を行い、承認を受けました。</p> <p>また、科目間の流用の手続については、平成21年度決算において、平成21年度の科目間流用を行いました。</p> <p>今後、このようなことのないよう、適正な会計処理に努めます。</p>

(会計方針の変更について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>財団法人地球環境センター</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年2月1日</p>	
	<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>

財団法人地球環境センターでは、受託事業にかかる会計処理の変更を行なっているが、同センター文書取扱規則第3条に定められた文書での組織的意思決定がなされておらず、また、財務諸表に注記すべき事項が記載されていなかった。

意思決定の手続については、今後、会計処理の変更等重要な事務の処理を行う場合は、経過や理由などを文書化し、決裁を行うよう、本センター文書取扱規則第3条の趣旨を職員間で再認識しました。

また、平成22年6月21日開催の理事会・評議員会において、組織的意思決定が行われていなかったことについて報告しました。

財務諸表の注記については、平成20年度と平成21年度の間では会計方針の変更がないことを踏まえ、本センターの監事と相談の上、注記しないこととしました。

なお、本件と関連して、民間事業者への委託費については、平成21年度決算において、「その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状況並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項」として注記しました。

今後、このようなことのないよう、適正な事務処理に努めます。